

Local First わが町 北井 宏昭 ドットネット Report Vol.4

■ わが町・政務調査事務所 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町3870-1
 ● TEL:045-871-5454/FAX:045-871-5459 ● Eメール info@kitai-hiroaki.jp



平成26年度 決算特別委員会 報告 (平成27年10~11月開催)

依然遅れていいる部分の災害対策を、重点的に追及しました！

すべての県立学校に備蓄食糧の準備を！

横浜市をはじめとする政令市に存在する高等学校など県立学校は、その多くが避難所に指定されていません。しかし大規模災害発生時には、県立学校が避難所に指定されていなくても、地域住民の方々等が避難し、人々が滞在する可能性は高い、と考えます。



県が帰宅困難者対策として「食糧・飲料水・携帯トイレ」を備蓄している学校は、避難所指定外の県下98校中、わずか6校です。92校は、生徒が自ら購入した非常食を持たせているだけなのです。

そこで、すべての県立学校に備蓄食糧の準備をするよう提案しました。

当局の答弁は、「避難が長引く場合は、必要な物資の搬入を依頼する」とありましたが、そんな呑気な話ではありません。ただでさえ、市街地の避難所＝地域防災拠点は人々であふれ、パンクする恐れが非常に高いと感じられます。関連部局と協議の上、早急に備蓄食糧の準備をするよう、強く要望しました。

「大規模災害発生時の治安維持対策の強化」を再度訴え、県当局から前向きな答弁を引き出す！



平成27年6月の議会で北井は「大規模災害発生時の治安維持対策強化」を、文書質問=質問趣意書で訴えました。そして、その時の県からの答弁書は、けんもほろろの「考えておりません」という内容。

しかし現実、大規模災害の現場周辺は、治安がとても悪化してしまうのです。

東日本大震災・発災時、全国各地から警察力が結集したものの、人命救助や検死、交通誘導整理に多くの人手を要し、治安維持活動に人手を割けなかったのです。そして大混乱の状況下に犯罪が多発し、多くの被害を生じさせてしまったのです。先の震災を検証するにあたり、大規模災害発生時には、限られた人数で活動せざるを得ない「警察力」だけに頼っても、県民の財産と安全を確保することが困難であることは、明らかであります。それゆえに、平時からの自主防犯活動とは別の、有事の際の自警的な自主防犯組織の準備が必要なのです。

そしてこのままでは、県民の皆様の財産と安全を守ることは出来ないと考え、再度、決算特別委員会で質疑に臨み、災害時の治安対策強化を提案しました。

今回は現実に起きている事案について、担当部局の安全防災局と徹底的に議論。そして担当課長から、以下の答弁を引き出しました。

「(これまでの防犯活動の)取り組みを拡大しつつ、効果検証と研究を行いながら、大規模災害も見据えて、地域の自主防犯活動の活性化と活動の充実に取り組んで参ります。」



ようやく一歩前に進みました。今後とも、県民の皆様の「財産と安全」を守るための仕組みを強化して参ります。

同時に、これまで以上の「自助・共助」を意識づけることを目的に、「大規模災害発生とともに、治安は悪化する」ということを、広く県民に認識してもらえるよう周知・普及啓発することを訴えました。

県職員への破格の災害派遣手当を見直せ！

神奈川県は、4年前から東北の被災された各県の市町村役場に対し、多くの職員を派遣しております。

それは評価すべきことですが、その災害派遣手当は、民間企業における同様の手当と比較すると、破格の好待遇なのです。いまだ多くの被災者が路頭に迷っている中の、いわば一種の「焼け太り」です。被災地の地方公共団体への貢献度が大きいことは承知しておりますが、公務員の悪しき慣習が、こんなところにもあるのです。

この災害派遣手当につきましては、全国一律の国の震災復興特別交付税措置によるものであり、本県財政への直接の負担にならないとはいえ、血税であることには違いないのです。

一方、災害支援ボランティアについては、「ボランティアは手弁当が当たり前」という県の考え方から、



直接的な支援・予算措置は行っておりません。そんな中、ボランティアの方々も、被災地に対して大きな貢献をしております。今でも多くのボランティアたちが必要に駆られ、無報酬で活動中です。有事の際の「おたがい様」の支援です。公務員だからと言って、厚い手当の必要がない被災地派遣となるよう、要望しました。

同時に、警察官や消防職員等の行う特殊勤務手当については、逆に厳しい低額手当と考えます。併せて、バランスを考慮するよう求めました。



現実的な応急給水体制を県民にうながせ！



公共の水道事業は、各家庭・エンドユーザーまで「水」を供給する、重要なユーバーサルサービスです。災害発生時の応急給水体制の整備促進は、いざライフラインが断たれた場合でも、各家庭まで「水」を供給出来るようにするための備えです。

北井は東日本大震災・発災の2週間後=断水が復旧した直後=から宮城県内で、70歳代の女性の一人暮らし世帯で寝泊まりしておりました。その時、その女性から「給水所から水を運ぶことが難儀であった」ことをよく聞かされました。そして北井は東日本大震災・発災の約1ヶ月後、宮城県内で震度6強の余震を体験しました。そして、再び断水に見舞われました。その際は、北井の自家用車で水を運んだくらいでした。

「ひとり・1日3リットル」は、最低限の飲み水です。夏場は、さらに多く必要でしょう。それ以外にも水はたくさん消費します。給水所から大量の水を運ぶことは、とても困難な作業なのです。どうやって運ぶのかを含め、想定し準備しておかねばならないのです。

ましてや本県は、高層住宅の割合が高いため、停電と断水が長期化した場合、各家庭まで水を運ぶことが、どんなに大変な苦役になるのか、市町行政を通じ、県民の皆様に周知して準備をうながすべき、と訴えました。



東日本大震災における仙台市の場合、市内の約半数世帯が断水。復旧率が50%に回復するまで10日間を要しました。厚生労働省の資料にも、「津波があわなかった地域でも、震度6強で最大断水率74%、断水期間14日間」とのデータもあります。いざという時にでも県民生活を守るために、行政は、厳しい現実を告知しなければならないのです。

“高齢者と子どもたち”が

「活き活きと安心して暮らすこと」が「いい社会」の大前提！

すべての政策提案は、この大前提を基本に進めています。

